

令和3年2月12日

義務教育課生徒指導係（内線4613）

スクールロイヤ一体制整備について

1. 目的

学校が弁護士と連携・分担できる体制を整備し、法的な視点を加えて課題を解決できる「チームとしての学校」の機能強化を図ることを通して、児童生徒にとって最適な教育環境を整える。

2. 事業内容

(1) 助言・アドバイザ業務

学校、教育委員会、スクールロイヤーが連携しながら、電話、メール、オンライン相談、面談等により法的観点から、児童生徒を取り巻く問題の解決を図る。

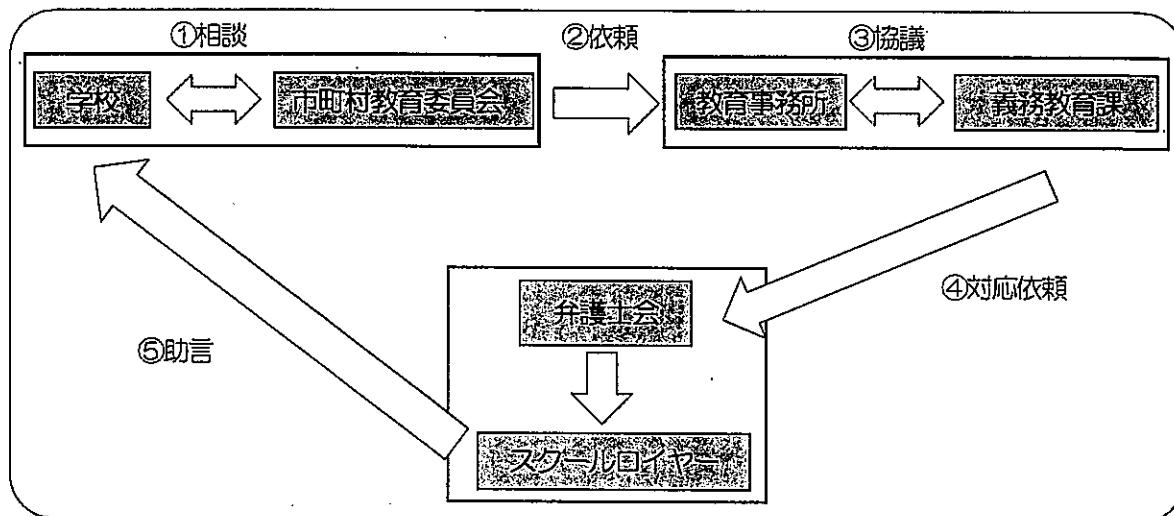
<スクールロイヤーへの相談例>

- ・触法や非行等の問題行動への対応
- ・ネットトラブルへの対応
- ・いじめへの対応
- ・児童虐待に関する対応
- ・保護者の過度なクレームへの対応
- ・教員の指導への不満に対する対応
- ・学校事故における法的責任への対応
- ・学校のコンプライアンス体制への助言

(2) 研修業務

法的側面から管理職等を対象にした危機管理研修や、児童生徒を対象にしたいじめ予防に関する授業等を実施する。

3. 相談連携体制（案）



*相談連携体制については、群馬弁護士会と相談し決定する。

*別紙参照

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



